和歌山県の再生と新生に向けて

昨年の県発注工事をめぐる談合事件は、県民のみなさんの信頼を大きく損なうこととなりました。

失われた信頼を取り戻すためには、再発を断固防止するためのルールづくりなど、清潔で透明な県政を実現しなければなりません。

このため、知事の基本姿勢のもと、職員一丸となって、さらなる改革と新たな県政実現に向けて懸命に働くことで県民のみなさんの信頼回復に取り組んでまいります。

～知事の基本姿勢～

1 県民のみなさんのご意見を聴くことがすべての出発点

「聴く」ことが基本です。県の施策に活かしていくため、できるだけ多くの機会を設け、県民のみなさんの意見を真剣に聴くとともに、現場にも出かけ、生の声をお聴きするよう努めてまいります。

2 県民のための県政を行うこと

当たり前のことですが、県民のみなさんのためになるものであれば、県独自の政策手段だけでなく、国の政策の利用、また、市町村とも協力して事に当たります。さらに広く民間の方々とも共に働く姿勢で臨みます。

特に、談合問題に関しては、学識・有識者からなる「公共調達検討委員会」を作りました。委員会から、昨年のような事態の再発を防止するとともに、最も効率的かつ効果的な公共調達制度に関する提言をいただき、その結果を公表、県民のみなさんの意見を聴きながら実施していきます。

さらに、談合に限らず、違法行為を防止し、職員の規律を高めるため、「監察査察制度」の充実、「県職員倫理規程」の制定を進めていきます。

適正かつ公正な公共調達システムの導入

我が国屈指の有識者による「公共調達委員会」を設置し、①効率性の向上（談合による工事費の高騰を避け、遅れている公共インフラを効率的に強化）、②公共工事の質の確保、③いわゆる「天の声」の徹底排除と県庁の規律の確保、④和歌山県の建設業界の健全な発展の4つの目標の実現をめざしたシステムの構築について、提言をいただき、適正かつ公正な公共調達制度を策定

監察査察制度の充実

不正行為の防止や法令の遵守、効率的な行政運営を確保するため県内部のチェック機能を強化

- ·内部監察制度の充実
- ·内部通報制度の充実
- ·不正·不当要求行為の防止に向けた取組み
- ·効率的な行政運営のための業務点検の実施

職員倫理規程の制定

一般職だけでなく、特別職（知事、副知事など）を含めた、職員の行動規範となるルールを定めた倫理規程を制定

- ·県職員が遵守すべき倫理原則の明確化
- ·県職員の行動規準を規定
  利害関係者や禁止行為について具体的に規定

県政ポスト　～お聴かせ下さい！　あなたのご意見～

県では、県政に対する生の"声"を「県政ポスト」でお聴きしています。

●知事へのメール（Eメール）　県ホームページ http://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/mail/　から

●知事への手紙（手紙·はがき·FAX）

郵便番号640-8585（県庁専用、住所の記載不要）　FAX 073-441-2020 和歌山県庁広報室「県政ポスト」係

県議会だより／1月臨時会の概要

平成18年度和歌山県一般会計補正予算などを可決

会期／1月16日から1月17日までの2日間

■知事説明要旨

仁坂知事は、議案説明に先立ち県政に臨む所信を次のように表明しました。

失われた県政への信頼を取り戻し、県の名誉と県民の誇りを回復することが、最大の使命であり、県政運営の基本姿勢は、県民の意見を聴くことと県民のための県政を行うことである。また、元気な和歌山を目指して（1）談合をなくし、清潔で透明な県政を実現（2）職づくり、人づくり、地域づくり（3）安心、安全の確保（4）和歌山の美しさを活かした観光の振興（5）楽しい和歌山の実現の5つを目標に、誠心誠意かつ県の総力を挙げて取り組んでいく。

■議決結果·意見書等

項　目	件数	概　要	結　果
知事提出の予算案件	1件	平成18年度和歌山県一般会計補正予算	可　決
〃　その他案件	1件	平成18年度建設事業施行に伴う市町村負担金について	
〃　人事案件	1件	和歌山県副知事の選任につき同意を求めるについて	同　意
決　議	1件	国民体育大会招致に関する決議	可　決

【会期中の主な動き】

·本会議では、5名の議員が質問しました。主な質問とこれに対する知事の答弁は次のとおりです。（要約抜粋）

●問い合わせ／県議会事務局調査課　☎073-441-3580

談合問題解決への決意

問 談合防止と事件の検証に向けた知事の取り組みと決意は。

答 今回の不祥事の再発を防止するためのルールづくりが重要であると考え、我が国のトップクラスの有識者による公共調達検討委員会を設置した。①効率性の向上、②公共工事の質の確保、③天の声の徹底排除と規律の確保、④建設業界の健全な発展、を実現するシステムの提言を依頼した。委員会の結論は公表し、県民の意見を聞きながら早急に実施していきたい。

談合防止への体制整備

問 公共工事は、政策決定から工事完了・評価まで、事業の透明性を打ち出して、広く県民に知らしめるシステムを構築することが重要なポイントだと思うがどうか。

答 すでに、公共事業再評価委員会など第三者による外部評価の実施、各年度の発注見通し、入札契約の過程と契約内容に関する情報公開などに積極的に取り組んでいる。今後とも県民に開かれた公共事業の実施体制構築に努めていく。

官製談合事件の教訓と今後の取り組み

問 政治家としてのあるべき姿はどうか。また、公務員倫理確立のため、知事、副知事など特別職、行政委員会も含めて制度化のため条例づくりを検討してみては。

答 多くの方から意見を聞きたいと思っているが、特定の人と結託して何かをするということは、決してない。知事を含めた職員の倫理の確立については、内部規律である規則という形で倫理行動規範の作成を検討するよう指示した。

三役人事、監査機能強化

問 地方自治法の改正に伴い、副知事や監査委員の定数を増員する動きがあるが、三役人事、監査委員制度、監査機能強化に対する見解は。

答 副知事定数については、複数制への他府県の動向や適切なトップマネジメント体制など総合的に勘案し、できれば2名の方向で考えている。また、県行政全般に対するチェック機能を強化する必要性は痛感しており、すでに検討を始めている。全体的に効果が出るような制度を考えていく。

県庁内部特別監査官（仮称）の設置

問 監視機能を高めるために、第三者機関的な独立した組織で内部通報などにも対応でき、県庁内部に対する調査権を付与されたような機関をつくってはどうか。

答 談合をはじめとする不正を防止するために、コンプライアンス（法令遵守）を徹底することが大事であり、今、検討しているところである。県庁の規律を高め、効率を高め、効果的な行政をする制度をつくっていきたい。